

(平成27年11月2日決定)

平成28年度 守谷市経営方針

はじめに

我が国では、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が期待されているが、中国経済を始めとした海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクも懸念されている。

こうした中、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「『日本再興戦略』改訂2015」、「規制改革実施計画」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行することとしている。

このような情勢のもと、地方自治体においては、少子高齢化による人口減少社会の到来、厳しい財政状況、ICT化の進展、さらには人々のつながりの希薄化や市民ニーズの多様化といった課題への対応が求められている。

このため、住民に最も近い基礎自治体では、質の高い行政サービスを持続するため、自らの責任と判断により、より適切で健全な行財政運営を行うことが重要になってきている。

本市では、これまで、行政評価に基づく事務事業の見直し、財政計画による健全な財政運営、定員適正化計画による職員数の抑制など、行財政改革に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、物件費や一部事務組合への補助費等の増加により、平成26年度普通会計決算における経常収支比率は、前年度比4.7ポイント増の91.5%と上昇し、今後も経常経費の増加が見込まれ、財政の硬直化が懸念される。

平成28年度の歳入面では、土地の評価替えや松並土地区画整理事業地内の供用開始により固定資産税や都市計画税の増加が見込まれるものの、歳出面で、子ども・子育て支援給付事業、都市計画道路整備事業、郷州小学校屋内運動場の改修事業等に多額の経費を投入せざるを得ない状況であり、重点施策以外の施策では思い切ったコスト削減を図る必要がある。

このような状況と、平成27年度の行政評価結果を踏まえ、次のとおり、平成28年度の経営方針を示すものである。

1. 平成28年度の経営（行財政運営）の基本的考え方

平成28年度は、新たにスタートする第二次守谷市総合計画「後期基本計画」に掲げる施策目標の達成に向け、より効果的で、効率的な経営に努めるとともに、健全財政の到達目標ともいべき、市税や地方譲与税などの一般財源による行財政運営を目指し、更なる改革を推進する。

（1）行政運営

①市民協働によるまちづくり

守谷市協働のまちづくり推進条例に基づき、公益の増進を図り、個性豊かで活力のある地域を実現するため、市民、市民活動団体、事業者及び行政がそれぞれ対等な立場で互いを尊重し、責任と役割を分担し、協力しながらまちづくりを行う。

②地域福祉

市民意思を踏まえて策定した守谷市地域福祉計画に基づき、地域の課題を地域で解決できるよう、地域の共助によるまちづくりを目指す。

市は、社会福祉協議会との連携や地域担当職員制度の活用などを通して、地域福祉活動を支援する。

③まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき策定を進めている「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標を実現するために、戦略で重点事項と位置付けられた事業に取り組む。

（2）財政運営

①守谷市財政計画に基づく予算編成

「第二次守谷市財政計画」に基づく予算編成を実施し、市税や使用料等の財源確保に努める。

2. 全庁重点課題と重点施策

本市の経営に係る全庁重点課題は、次のとおりである。それぞれの重点課題の解決に直結する施策を【重点施策】とし、重点施策を優先的に取り組むこととする。

重点課題 1：次世代を担う子どもたちを育むまちづくり

子どもたちが、心豊かで、健やかにのびのびと育つことができるまちを目指して、子育て支援・教育を重視したまちづくりを進める。

【重点施策の方針】

○ 子育て支援の充実

- ・「守谷市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策を推進する。
- ・引き続き、子育てに関する不安の解消と虐待防止に努めるとともに、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境づくりに努める。

○ 学校教育の充実

- ・学力・体力の向上と豊かな心の育成に努める。

重点課題 2：市民と築く安全・安心に暮らせるまちづくり

全ての市民が安全・安心に暮らせるまちを目指して、市民、市民活動団体、事業者及び行政が一体となってまちづくりを進める。

【重点施策の方針】

○ 地域コミュニティの充実

- ・地域の課題を地域で解決できるよう、自治会など多様なコミュニティ活動を支援する。

○ 協働によるまちづくりの推進

- ・市民、市民活動団体、事業者による協働のまちづくりの取組について普及・啓発活動を行うとともに、支援制度を活用して市民公益活動を促進する。

○ 高齢者福祉の推進

- ・地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の取組を推進する。

○ 地域福祉の推進

- ・市民が住み慣れた地域で、誰もが安心して幸せに暮らすことができるよう、それぞれの地域が取り組む地域福祉活動を支援する。

○ 防災対策の推進

- ・地域防災計画を全面改訂する。
- ・市民の防災に対する理解を深めるとともに、自主防災組織の結成促進・強化により、地域における防災力の向上を図る。

○ 防犯対策の推進

- ・地域の防犯パトロール等を通して、犯罪発生を抑制する。

3. 平成28年度施策方針と施策別予算配分

全庁政策会議において決定した、施策の成果方向性、コストの方向性、全庁重点課題との関連性等から見た評価に基づき、平成28年度の施策ごとの取組方針は、次のとおりとする。

この場合、コストの方向性（増加・維持・削減）は施策相互の相対的關係を表すものであり、予算編成の枠配分においては、予算状況を考慮した上で決定する。

(1) コストを増加させても成果の向上を目指す施策

07:子育て支援の充実

- ・適切に認可保育所の定員増を進めるとともに、認証保育制度や認定こども園制度を活用して、保育環境を充実させる。
- ・子育ての不安解消のため、地域子育て支援センター等を活用し、乳幼児と保護者の居場所づくりや育児相談を充実させる。
- ・児童クラブを増設する。

18:道路網・公共交通体系の整備

- ・都市計画道路坂町清水線及びみずき野大日線を計画的に整備する。
- ・都市計画道路再検討による都市計画決定の変更を行う。
- ・バス交通の利便性向上に取り組む。
- ・つくばエクスプレスの東京駅延伸や車両の8両編成について、引き続き国等に働き掛ける。

(2) コストを削減し成果の向上を目指す施策

01:生活環境の保全

- ・環境活動への取組等を紹介して、より多くの市民・事業者が環境活動に参加できるよう働き掛ける。
- ・継続した放射線量の調査など、放射能汚染対策を継続していく。

13:学校教育の充実

- ・不登校対策として、教育相談体制を再編し、充実させる。
- ・ICT環境を活用した教育を更に推進する。
- ・保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」を更に推進し、充実させる。
- ・学校施設の計画的な修繕、改修を行う。

16:調和のとれた市域の形成

- ・「守谷市低炭素まちづくり計画」の実現に向け、市民・事業者へ集約型都市構造への転換という計画の趣旨を周知し、守谷駅周辺の有効な土地利用を推進する。
- ・松並土地区画整理事業の換地処分に向けて、適正な指導・監督に努める。

26:適正な行財政運営の推進

- ・各種計画に基づき、計画的な行財政運営を進める。
- ・情報漏えい対策を含めた老朽化した情報機器の更新とネットワークの再構築を図る。

- ・市民が利用しやすい窓口サービスを進める。

(3) コストを維持し成果の向上を目指す施策

02:循環型社会の形成

- ・継続した啓発活動を実施し、市民のごみ排出抑制意識を向上させる。
- ・「守谷市第2次環境基本計画」に基づき、環境保全事業を推進する。

03:防災対策の推進

- ・地域防災計画を全面改訂する。
- ・自主防災組織の結成促進、発災対応型防災訓練の実施に向け、自治会へ積極的に働き掛ける。
- ・市民自ら防災対策を講じるよう啓発する。
- ・気象観測システムの観測データを活用して、市民への情報の発信や災害対応等への事前準備に役立てる。
- ・自治会との協力を拡大し、避難行動要支援者の支援体制を整備する。
- ・災害時の生活用水確保のため、市内に防災井戸の設置を検討する。

04:消防・救急の充実

- ・消防署や消防団と協力し、市民の防火意識を高める。
- ・消防団員を確保するための対策を検討する。
- ・住宅用火災警報器の設置を各家庭に啓発する。

05:交通安全の推進

- ・交通安全意識を高めるため、子どもと高齢者を中心に啓発する。
- ・市民全体に自転車マナーを啓発する。
- ・学校・警察・行政による通学路の安全点検を引き続き実施し、児童生徒の安全対策を進める。
- ・信号機や道路標識・道路表示の設置を、継続して公安委員会に働き掛ける。

06:防犯対策の推進

- ・保護者、地域、警察と連携した地域ぐるみでの防犯パトロール等による子どもの見守り活動の継続と、市民の防犯意識の更なる向上に取り組む。
- ・広報等により、メールもりやへの加入を促進するとともに、警察職員を任用し、防犯対策の充実を図る。
- ・防犯カメラを継続して設置する。
- ・消費者被害防止のため、学校や出前サロンを活用した啓発活動を実施する。

08:高齢者福祉の推進

- ・「地域包括ケアシステム」を市内各地へ広げるための取組を推進する。
- ・出前サロンの利用促進や老人クラブの加入促進を図る。
- ・認知症への理解促進やサポーター養成講習会を実施する。
- ・介護予防事業を継続的に実施する。

09:障がい者（児）福祉の推進

- ・障がい者の自立に向けて、各種サービスを提供する。

- ・障がいの多様性について、市民や事業者等の理解が得られよう啓発に努める。
- ・障害者試行雇用事業を周知し、障がい者の就労支援に努める。

10:健康づくりの推進

- ・「第二次健康もりや21計画」や「守谷市食育推進計画」に基づき、健康増進事業等を推進する。
- ・がん検診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見につなげる。
- ・地域のラジオ体操活動等を活用し、体を動かす習慣づくりを進め、健康寿命の延伸を図る。

11:地域福祉の推進

- ・地域担当職員を通じ、各地域の活動に必要な情報を提供する。
- ・地域福祉活動助成制度を活用し、地域福祉活動を推進する。
- ・地域福祉推進員制度の導入に取り組む。
- ・社会福祉協議会の役割や活動を積極的に周知する。
- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間及び内容を見直す。

12:社会保障の健全運営

- ・医療費抑制のため、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図る。
- ・ジェネリック医薬品利用率の向上を図る。
- ・保険税（料）の口座振替を推進し、収納率向上を図る。
- ・就労支援事業を強化し、生活保護世帯の自立を促進させる。

14:生涯学習の推進

- ・生涯学習に気軽に取り組めるよう、きっかけ作りとなる機会を提供する。
- ・芸術、文化、歴史に親しめるよう、市民への意識付けや周知に取り組む。

15:人権の尊重

- ・「守谷市人権施策推進計画」に基づき、市民・事業者・団体等と連携して、人権尊重のまちづくりを推進する。
- ・虐待について相談できる場所を周知するとともに、相談しやすい体制を充実させる。
- ・関係機関と密に連携し、虐待の未然防止と早期対応に努める。

17:緑を生かした景観の形成

- ・取得した保存緑地について、市民が活用できる市民の緑地であるという意識を深め、協働による維持管理ができる体制の構築を図る。
- ・愛宕谷津の緑地保全を図る。
- ・屋外広告物の是正指導を年次計画に基づき実施し、良好な景観を創出する。

19:上下水道事業の安定持続

- ・計画的に鉛製給水管及び石綿管の更新及び浄化センターの改築更新・耐震補強を実施する。
- ・管路管理システムを活用して老朽管の更新計画を策定するとともに、経営計画の策定に向けた準備を進める。
- ・今後の浄水施設の運用の在り方について検討する。

20:農業の支援

- ・農地中間管理事業の周知と活用に努める。

- ・「守谷生まれの食品推進協議会」と連携した地産地消の推進，市内農産物の消費拡大を図る。
- ・市内農産物等の放射性物質測定と結果公表を継続して，食の安全に努める。

21: 商工業の活性化

- ・市内で買物に不便な地域を生じさせない取組を検討する。
- ・「守谷生まれの食品」を「守谷生まれの食品推進協議会」と協働で周知していく。
- ・市内事業者への融資制度を継続する。
- ・起業に関する情報提供等の支援策を検討する。

22: 集客資源の創出と充実

- ・市内の集客資源を掘り起こす。
- ・水と緑を生かした新たな集客資源の創出として，稲戸井調節池の活用を検討する。
- ・市民等が主体で実施するイベントに対する支援を継続し，集客資源としての定着を図る。
- ・シティプロモーションの活用や近隣市との連携により，市の魅力を発信する。

23: 地域コミュニティの充実

- ・自治会連絡協議会と連携して，自治会への加入促進策を検討する。
- ・地域活動を活性化させるため，地域福祉活動や自治会に対し，地域担当職員の活用等による各種支援策を継続する。

24: 協働によるまちづくりの推進

- ・市民活動支援センターや市民活動を広く市民へ周知して，市民活動への参加意識を向上させる。
- ・市民と協働で行える事業の新たな掘り起こしや企画立案に努める。
- ・市民活動支援センター運營業務に民間委託を導入し，市民公益活動の支援業務の充実と人材育成に努める。

25: 広聴と情報発信の充実

- ・シティプロモーションやSNS（Twitter，Facebook等）を活用し，市の魅力を戦略的に市内外へ発信する。
- ・新たな情報発信の手段や今後のシティプロモーションの方向性を検討する。
- ・「私の提案」等による広聴活動を継続して，市民との情報共有に努める。

27: 組織経営と人事マネジメントの充実

- ・定員適正化計画等に基づく必要な職員数の確保に努める。
- ・専門職員の採用や適材適所の人員配置により，効率的な組織運営を行う。
- ・研修や人事評価制度を活用して，職務能力の向上に努める。
- ・健全な組織体制の在り方を検討して，常に良好な職場環境の確保による職員の健康管理に努める。